

社会福祉法人千歳市社会福祉協議会表彰規程

平成19年1月25日 制 定

平成28年11月30日 一部改正

社会福祉法人千歳市社会福祉協議会表彰規程（昭和63年社協規程）の全部を改正する。

（目 的）

第1条 この規程は、千歳市における社会福祉事業その他の社会福祉を目的とする事業健全な発達及び社会福祉に関する活動の活性化に寄与し、又は他の模範と認められる行為のあった者を表彰し、もって地域福祉の振興を促進することを目的とする。

（表彰の種類）

第2条 表彰は、社会福祉功労表彰、社会福祉貢献表彰及び社会福祉善行表彰の3種類とする。

（社会福祉功労表彰）

第3条 社会福祉功労表彰は、次の各号の一に該当する者について会長が行う。

- (1) 福祉団体、町内会、老人クラブ等で社会福祉に功労のあった者。
- (2) 障がい者団体等で、自立意欲を高め社会活動参加を通じて社会福祉に功労のあった者。
- (3) 奉仕活動の優良であった者。
- (4) 本会又は社会福祉団体の役員としてその功労が特に顕著な者。
- (5) ボランティアとしてその功労が特に顕著な者。
- (6) 町内会役員としてその功労が特に顕著な者。
- (7) 民生委員、児童委員としてその功労が特に顕著な者。
- (8) 福祉委員としてその功労が特に顕著な者。

（社会福祉貢献表彰）

第4条 社会福祉貢献表彰は、社会福祉事業に尽力し又は社会福祉事業を支援し、その貢献が特に顕著な者について会長が行う。

（社会福祉善行表彰）

第5条 社会福祉善行表彰は、次の各号の一に該当する者について会長が行う。

- (1) 社会福祉事業のため金品を寄付した者。
- (2) 一般市民の模範となるような社会福祉活動の善行が顕著である者。

（適用除外）

第6条 前3条に該当する者のうち、過去に同一種類の表彰を受けた者は、当該規定の適用

を除外する。ただし、第5条第1号に規定する者はこの限りではない。

(表彰の基準)

第7条 表彰の基準は、別表に定める。

(表彰の方法)

第8条 表彰は、原則として毎年千歳市社会福祉大会において行うものとする。ただし、会長が特に認めるときはこの限りでない。

2 表彰は、表彰状を贈ることによって行うことができる。ただし、記念品を併せて贈ることができる。

(候補者の調査)

第9条 表彰は、毎年10月1日を基準日として、この規程に該当する者を調査する。ただし、会長が特別な理由があると認めるときはこの限りでない。

(死亡した者に係る表彰)

第10条 この規程により被表彰者となる者が死亡しているとき、又は被表彰者となった者が表彰前に死亡したときは、その贈呈されるべき表彰状等は遺族に伝達する。

2 死亡している者については、10月1日の基準日以前1年以内（前年10月2日までの間）に死亡した者に限り、当該年度の候補者とする。

(被表彰者名簿)

第11条 被表彰者の氏名その他必要な事項は、第4号様式の表彰者名簿に登録し、永久保存するものとする。

(表彰審査委員会)

第12条 被表彰者の選考のため、会長の諮問機関として社会福祉法人千歳市社会福祉協議会委員会規程（以下「委員会規程」という。）第1条の規定に基づく表彰審査委員会（以下「審査委員会」という。）を置く。

2 審査委員会は委員若干名をもって構成する。

3 審査委員会の運営は、委員会規程で定めるところによる。

(選考調書)

第13条 被表彰者選考調書は、第3条に該当する者は第1号様式、第4条に該当する者は第2号様式、第5条に該当する者は第3号様式のとおりとする。

(委 任)

第14条 この規程の施行について必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成19年1月25日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年12月1日から施行する。

別表第1

社会福祉功労表彰基準（第3条関係）

項 目	表彰領域	対象となる役職、活動等	年数、実績等
規程第3条第1号	社会福祉団体功労	独創的な社会福祉団体活動 ・町内会活動・老人クラブ 活動など	5年以上
規程第3条第2号	障がい者活動功労	自立と社会参加を高めるよ うな身体・知的・精神障が い者活動	3年以上
規程第3条第3号	優良福祉活動功労	奉仕活動が積極的な団体	3年以上
規程第3条第4号	社会福祉団体役員 功労	社会福祉団体役員	10年以上 役員とは、各団体の規約 等により判断する。ただ し、顧問及び相談役は除 く
規程第3条第5号	ボランティア活動 功労	ボランティア活動が積極的 な者	10年以上
規程第3条第6号	町内会役員功労	町内会役員	10年以上 役員とは、各町内会の規 約等により判断する。た だし、顧問及び相談役は 除く。
規程第3条第7 号	民生委員児童委員 功労	民生委員及び児童委員	10年以上
規程第3条第8 号	福祉委員功労	福祉委員	10年以上

別表第2

社会福祉貢献表彰基準（第4条関係）

項目	表彰領域	対象となる事績等	年数、実績等
規程第4条	特に社会福祉の振興に貢献する活動、人目につかない領域にあって誠意を尽くした社会福祉貢献活動など。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 企業等の特に優れた社会福祉貢献活動 ・ 障がい者の雇用就労支援活動 ・ 障がい者の地域生活支援活動 ・ 小規模作業所、グループホーム等の運営支援 ・ ユニバーサルデザイン、バリアフリーデザイン等の積極的普及活動 ・ ノーマライゼーションの積極的普及活動 	

別表第3

社会福祉善行表彰基準（第5条関係）

項目	表彰領域	対象となる事績等	年数、実績等
規程第5条第1号	金品預託	<ul style="list-style-type: none"> ・ 金品の預託(個人) ・ 金品の預託(団体) 	20万円以上 50万円以上
規程第5条第2号	一般市民の模範となるような社会福祉活動、事業協力等の善行に尽くした者	<ul style="list-style-type: none"> ・ ボランティア活動の協力支援 ・ 愛のポケット設置協力 ・ 会葬礼状支援協力 ・ 生活保護、身体障がい自立者 ・ 障がい者優良就職者 ・ 優良里親 ・ 優良母子家庭 ・ その他上記に類する事績等 	5年以上 10年以上

(注1) 金品預託の場合は、物件については時価評価額とし、金員・物件いずれも回数を問わずその合計額とする。

(注2) その他上記に類する事績等。

※

- ・ 一人暮らし高齢者等の見守り、給食等の支え合いを自主的にしている。
- ・ 公園、河川敷、道路、ゴミステーション等の清掃活動を続けている。
- ・ 福祉施設等において、利用者と一緒に音楽、工芸、スポーツ等の活動に取り組んでいる。
- ・ 福祉施設等を訪問し、利用者の散髪ボランティア、食事の提供等をしている。

